

## 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）

### 令和元年度「基地対策に関する要望書」で求めた 重点要望に対する各府省からの説明（回答）

#### <外務省>

##### ○ 「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

在日米軍の再編を進めることは、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減するとの観点から重要である。また、施設・区域の返還については、日米地位協定第2条に基づき検討することとされており、これまでも、政府は、個々の施設・区域について、地方公共団体からの返還や使用の在り方等に関する要望等を勘案しつつ、随時、米側と協議し、返還を含め一部実現してきた。

政府としては、今後とも、日米安保体制の目的達成という観点を踏まえつつ、個々の施設・区域の実情を踏まえた、適切な対応を行っていく考えである。

##### ○ 「2 日米地位協定の改定 ①基地使用の可視化」

米軍の施設・区域の使用に関しては、米軍の運用や保安上の理由から明らかにされない部分があることは事実であるが、日米地位協定は、米軍や米軍人などが我が国に駐留し活動するに当たっては、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならないと明確に規定しており、米軍としてはこれを遵守していると認識。

また、地位協定の実施に関する日米間の合意事項、例えば、日米合同委員会における合意事項については、従来から、米側と協議の上で、その全文又は概要を可能な限り公表するよう努めてきている。外務省webサイトにも掲載しているので、参照していただきたい。今後とも、政府として、可能な限り地方自治体、周辺住民の方々に最大限情報を提供できるよう努めてまいりたい。

##### ○ 「2 日米地位協定の改定 ②環境条項の新設」

米軍の運用に当たっては、環境の保全がしっかりとなされることが極めて重要であると認識しており、累次米側と協議を行ってきている。また、日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないとされている。

これらの協議の一環で、平成27年9月には、米国との間で日米地位協定の環境補足協定が締結された。

同協定では、米軍施設・区域において、日米両国又は国際約束の環境基準のうち、最も保護的なものを一般に採用する旨米側と確認している。

政府としては、地元の方々の関心にも応えられるよう、こうした環境補足協定等を適切に運用しつつ、米軍施設・区域内外での環境対策が一層実効的なものとなる

よう努めてまいりたい。

○ 「2 日米地位協定の改定 ③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設」

航空機の騒音は、周辺住民の方々にとって深刻な問題であると政府としても認識している。政府としては、22時から6時までの時間帯の飛行は原則行わないといった騒音規制措置に係る個別の日米合同委員会合意を作成する等、米軍の飛行に際して、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元を与える影響を最小限にとどめるように累次申入れを行ってきている。

米軍への申入れや関係自治体への情報共有等、引き続き、関係自治体の御理解を十分得られるよう、防衛省とも協力して努力してまいりたい。

○ 「2 日米地位協定の改定 ④国内法適用の拡充」

一般に、受入国の同意を得て、当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、個別の取決めがない限り、軍隊の性質に鑑み、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられている。すなわち、当該外国軍隊及びその構成員等の公務執行中の行為には、派遣国と受入国の間で個別の取決めがない限り、受入国の法令は適用されない。これは、日本に駐留する米軍についても同様である。他方で、米軍や米軍人等が我が国で活動するに当たっては、日本の法令を尊重しなければならない義務を負っており、日米地位協定にもこれを踏まえた規定が第16条で置かれている。

なお、これは公務執行中について述べたものであり、公務執行中でない米軍人等については、特定の分野の国内法令の適用を除外するとの日米地位協定上の規定等がある場合を除いては、日本の法令が適用される。

日米地位協定については、様々な意見があることは承知しているが、日米地位協定は合意議事録を含めた大きな法的枠組みであり、政府としては日米地位協定について、これまで手当てすべき事柄の性質に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組みを通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきている。引き続き、このような取組みを積み上げることによって、日米地位協定のあるべき姿を不断に追求していきたいと考えている。

○ 「2 日米地位協定の改定 ⑤基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設」

日米地位協定は、米軍や米軍人等が我が国で活動するにあたっては、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならないとしている。

政府としては、施設及び区域における作業や飛行訓練を含め、米軍の運用に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民に与える影響を最小限にとどめるよう、これまでも米側に申し入れているが、引き続き、様々な機会を

通じて、しっかりと申し入れを続けていきたいと考えている。

○ 「2 日米地位協定の改定 ⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実」

米軍人等による事件・事故はあってはならないものであり、それぞれに被害者や御家族の方々がおられ、その方々の御心痛をお察しするに、一件一件が大変深刻な問題であると認識している。

米軍人等による事件・事故が発生した場合には、日米合同委員会合意の通報手続きを含め、日米間の様々なチャンネルを通じて迅速かつ緊密にやりとりを行ってきており、政府としては、こうした枠組等を通じて情報を把握し、関連する地方公共団体に情報提供を行うとともに、米側に対して再発防止策等をしっかりと申し入れてきている。

米軍関係者による事件・事故の再発防止については、まずは米側による不断の取組が重要と認識。政府としても、様々な機会を通じて、事件・事故の再発防止策が着実に実施されるよう、日米間で協力して取り組んでいるところ、引き続き、安全確保は最優先の課題として全力で取り組んでまいりたい。

○ 「2 日米地位協定の改定 ⑦地元意見の聴取に係る仕組みの新設」

日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛に責任を有する日本政府が米国政府と協議することが基本であるが、そのうえで、米軍の安定的な駐留を確保するためには地元の皆様の理解と協力が不可欠であり、政府としては、地元の意向を踏まえて、米国政府とやりとりをしている。政府と地元との調整の在り方については、関係省庁と相談しつつ、相手のあることであるが、地元の御要望に可能な限り沿えるよう米国との関係でも努力していきたい。

なお、渉外知事会からの御要望を受け、平成20年12月に、渉外知事会、在京米国大使館、在日米軍司令部及び防衛省の協力の下、「連絡会議」が開催された。今後の開催について、累次にわたり、御要望を頂いているが、どのような形で協議が必要であるかも含めて検討していきたい。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

米軍施設・区域の所在に伴い、周辺住民の方々に御負担をおかけしていることは十分に認識しており、地元の過重な負担の軽減を図ることは、日米安保体制を安定的な基盤の上に置く意味からも非常に重要であると考えている。

御要望の内容は、外務省で所掌するものではなく、外務省として直接何かできるというものではないことについて、御理解をいただければと思う。いずれにせよ、米軍施設・区域の所在に伴い、周辺住民の方々に御負担をおかけしていることに鑑み、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するとの観点から、必要に応じて、関係省庁とも相談しつつ、適切に対処してまいりたい。

## <防衛省>

### ○ 「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

防衛省としては、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要であるとの考えの下、米軍施設・区域の整理・統合・縮小に努力しているところである。

例えば、本年3月の沖縄県の牧港補給地区の一部返還に続き、本年度末に予定されているキャンプ瑞慶覧の一部返還に向けて準備を進めている。また、神奈川県根岸住宅地区においても、返還に向けた作業を進めている。

今後とも返還事案を着実に進めて行くとともに、地元の御要望や米軍の運用上の必要性等を踏まえながら、引き続き地元の負担軽減に取り組んでいく考えである。

### ○ 「2 地位協定の改定 ①基地使用の可視化」

施設・区域の在日米軍への提供や共同使用等にあたっては、日米合同委員会合意及び閣議決定手続を執っている。一連の手続等において、日米合同委員会合意後、その概要、具体的には、所在地、使用目的、対象面積等について公表するとともに、閣議決定後には官報告示を行っている。また、地方公共団体の方々が施設及び区域への立入りを希望する場合、関連の合同委員会合意に基づき、米側と調整の上、実施している。また、平成8年のSACO最終報告において、「日米合同委員会合意後、一層公表することを追求する。」とされていること等を踏まえ、米側と協議の上で、その全文又は概要を公表するよう努めている。今後とも、政府として、可能な限り周辺住民の方々に関連する情報を提供していくよう努めていく。

### ○ 「2 地位協定の改定 ②環境条項の新設」

渉外知事会や沖縄県などからの要請を受けて、平成27年9月に締結した環境補足協定では、環境に影響を及ぼす事故・流出が現に発生した際に、米側からの情報提供を端緒として実施される立入りや、施設・区域の返還に関連する現地調査について規定されている。

政府としては、御要請に留意しつつ、環境補足協定等を適切に運用しつつ、米軍施設・区域内外での環境対策が実効的なものとなるべく、取り組んでいく考えである。

### ○ 「2 地位協定の改定 ③騒音軽減及び飛行運用制限等に係る条項の新設」

米軍機の飛行訓練は、日米安全保障条約の目的達成のために極めて重要なものだが、他方で、米軍は、全く自由に訓練してよいわけではなく、我が国の公共安全に妥当な考慮を払って活動すべきなのは言うまでもない。

防衛省としては、累次の機会に航空機騒音規制措置の遵守に加えて祝日、年末年始、入学試験等、地元の重要な行事への配慮を米側に申し入れている。

また、住宅防音工事を始めとする各種周辺対策を通じて、周辺住民の方々の御負担を可能な限り軽減できるよう努めている。

防衛省としては、引き続き、米側に対し、訓練の実施にあたっては、安全面に最大限配慮し、周辺住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう求めていく。

○ 「2 日米地位協定の改定 ⑤基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設」

日米地位協定第16条においては、在日米軍による我が国の法令の尊重義務が規定されている。また、米軍機の飛行訓練は、日米安全保障条約の目的達成のために極めて重要なものだが、他方で、米軍は、全く自由に訓練してよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきなのは言うまでもない。

防衛省としては、引き続き、米側に対し、安全面に最大限配慮し、周辺住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう、求めていく。

○ 「2 地位協定の改定 ⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実」

米軍人等による事件・事故については、あってはならないものであると認識している。防衛省としては、機会あるごとに米軍に対し、隊員の教育、綱紀粛正、安全管理の徹底等について申し入れを行ってきている。もとより、米軍人等による事件・事故の防止は、米側自らの努力が重要である。在日米軍においても、例えば勤務時間外行動指針、いわゆるリバティ制度を厳しく示すなど、事件・事故の防止に自ら取り組んでいると承知している。また、被害に遭われた方々への補償については、日米地位協定第18条に基づき、適切に対応してまいりたいと考えている。

防衛省としては、引き続き米側に対し、隊員の教育、綱紀粛正、再発防止徹底のさらなる努力を求めていくとともに、速やかな情報提供を求めてまいる。

○ 「2 地位協定の改定 ⑦地元意見の聴取に係る仕組みの新設」

日米安全保障条約及び日米地位協定を円滑に実施するにあたっては、関係地方公共団体の御理解と御協力が不可欠であると認識している。

日米地位協定第25条により設置が規定されている日米合同委員会を含め、日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛に責任を有する日本国政府が責任をもって米国政府と協議をしている。政府としては、関係地方公共団体の負担軽減を図りながら、日米安保体制の円滑な運用を確保していくことが極めて重要であるとの考え方に立ち、米側との協議を行っている。

防衛省としては、引き続き、関係地方公共団体の御意見も踏まえつつ、地元の御要望に可能な限り応えられるよう、米側と協議をしていく考えである。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ①基地交付金等の増額等」

総務省が所管する基地交付金及び調整交付金については、地元の関係自治体の重要な財源の1つであると認識しており、御要望については、防衛省から総務省に伝えたいと考えている。

基地に起因する騒音等の障害、民生安定等のための十分な予算措置について、防衛省としては、国の財政事情は極めて厳しい状況だが、地元要望を踏まえ、基地周辺対策経費の所要額の確保に向け、引き続き努力してまいりたい。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ②地域振興策の新設・拡充」

御要望については、基地との関連性を考慮した慎重な対応が必要となるが、地元の御意見等も伺いながら、どのような方策が可能なのか検討してまいりたいと考えている。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ③基地跡地の返還に係る支援」

返還財産の処分については、基本的には財務省において、地元自治体の具体的な跡地利用計画を踏まえて必要な対応が取られることになると承知している。

防衛省としては、跡地利用に係る地元自治体の御要望を関係省庁に伝えるなど、できる限りの協力を行ってまいりたいと考えている。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ④駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化」

駐留軍等労働者の労務管理については、今後とも在日米軍と緊密に連携し、万全を期してまいりたいと考えている。

また、米軍再編を含む離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法等に基づき、関係省庁と協力して各種の援護施策を講じるなど、万全を期してまいりたいと考えている。

<環境省>

○ 「2 日米地位協定の改定 ②環境条項の新設」

日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行われなければならないとされている。そのような米軍の運用に当たっては、環境の保全がしっかりとされることが極めて重要と認識しており、累次米側と協議を行ってきた。

これらの協議の一環で、平成27年9月に、米国との間で、日米地位協定の環境補足協定が締結された。この協定では、在日米軍による日本環境管理基準（J E G S）の発出・維持や、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の日本側当局による米軍基地への立入りなどについて定められている。

関係自治体におかれては、日頃から米軍施設・区域の周辺地域の環境保全のために御尽力をいただいているところであるが、政府としても、環境補足協定等を適切に運用しつつ、米軍施設・区域内及びその周辺地域において環境対策が実効的なものとなるべく、努力を続けてまいりたいと考えている。ついては、先ずは、環境補足協定等に基づく措置が適切に実施されることが重要であり、環境省としても、必要に応じて関係機関と協力しつつ、適切に対処してまいりたいと考えている。

## ○ 「2 日米地位協定の改定 ④国内法適用の拡充」

一般に、受入国の同意を得て、当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、その滞在目的の範囲内で行う公務については、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられている。すなわち、当該外国軍隊及びその構成員等の公務執行中の行為には、派遣国と受入国の間で個別の取決めがない限り、受入国の法令は適用されない。これは、日本に駐留する米軍についても同様である。

しかしながら、このことは、当該外国軍隊が受入国の法令にかかわらず何をしてよいということの意味するわけではない。当該外国軍隊等が、受入国で活動するに当たって、受入国の法令を尊重しなければならないことは当然であり、日米地位協定にも米軍構成員等が我が国の法令を尊重する義務を負っている旨の規定が置かれている。

なお、これはあくまでも公務執行中について述べたものであり、当然のことながら、公務執行中でない米軍人等については、特定の分野の国内法令の適用を除外するとの日米地位協定上の規定等がある場合を除いては、日本の法令が適用される。

その上で環境の保全については、在日米軍は日米両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用するとの基本的考えの下で日本環境管理基準（JEGS）を作成し、これに基づく環境管理を行っていることと承知している。

環境省としては、米側が我が国の基準を正確に理解するよう、引き続き環境分科委員会の枠組みを通じて協議を行うとともに、関係省庁と連携しつつ、JEGS等に基づき、米側が環境保護への取組みを適切に実施するよう、機会を捉えて働きかけてまいりたい。

## ○ 「日米地位協定の改定 ⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実」

在日米軍に係る事件・事故が発生した際の通報手続については、平成9年の日米合同委員会合意で定められた通報手続を含め、日米間の様々なチャンネルを通じて、迅速かつ緊密にやりとりを行ってきており、政府として、このようなやりとりの中で把握した情報については、関連する地方公共団体に情報提供を行うとともに、米側に対して再発防止等をしっかりと申し入れている。

また、平成27年に米国との間で締結された環境補足協定においても、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の在日米軍施設・区域への立入りについて規定されている。

これらの取決めにおける地方公共団体との連絡調整については、地方防衛局を中心に行われるものと承知しているが、在日米軍施設・区域において環境に影響を及ぼす事故が現に発生した際には、環境省としても必要に応じて関係機関と協力し、適切に対処してまいりたいと考えている。

#### <内閣府（防災担当）>

##### ○ 「2 日米地位協定の改定 ⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実」

原子力艦の原子力災害が発生した場合は、防災基本計画及び「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ。以下「マニュアル」という。）」に基づき、対応が定められているところ。

なお、「マニュアル」については、原子力の有識者を交えた作業委員会の検証等を経て、平成28年7月15日中央防災会議主事会議申合せで改訂している。

今後とも引き続き、内閣府として必要な協力を行っていくとともに、「マニュアル」の実効性確保のため、必要な防災訓練の実施などについて、自治体と連携しながら取り組んでいきたい。

#### <総務省>

##### ○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ①基地交付金等の増額等」

今回、様々なご要望を頂いているが、総務省としては、それらのご要望にお応えするためには、まずは予算総額の確保が重要と考えている。

令和2年度予算においては、国の厳しい財政状況や、これまでの予算措置の経緯などをかんがみ、対前年度比同額を要求しているところ。

今後、概算要求額の満額確保にむけ、厳しい調整が予想されるが、基地が所在する市町村の実情等を十分踏まえ、所要額確保にむけて努力してまいりたい。

#### <厚生労働省>

##### ○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ④駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化」

駐留軍関係離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき関係省庁が諸施策を講じているところであるが、厚生労働省としては、当該離職者に対して就職促進手当等の職業転換給付金を支給しながら、積極的な職業指導、



職業紹介及び職業訓練を実施するとともに、これらの者を雇用する事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給するなどの援護措置を講じ、再就職の促進を図っている。

また、離職者の再就職に関する希望の早期把握、必要に応じたセミナー、キャリアコンサルティングの実施といった、きめ細かい職業相談・職業紹介、職業訓練等の充実強化などの施策も積極的に講じている。

#### <国土交通省>

##### ○ 「2 日米地位協定の改定 ③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設」

米軍機の飛行等による騒音への対策や安全運航、国内法の適用については、外務省や防衛省から米国側に対し、安全運航の確保や地元住民への配慮の観点から申入れが行われているものと承知しているところです。

#### <環境省（原子力規制庁）>

##### ○ 「2 日米地位協定の改定 ⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実」

当庁では、原子力艦寄港地において、関係自治体等の協力を得てモニタリングポスト等による放射能調査を引き続き実施している。また、平時にモニタリングポストによる24時間体制での放射線監視も併せて実施している。

なお、原子力艦の原子力災害時等には、直ちに関係自治体等に連絡する体制が構築されている。